

## エクエーター原則/赤道原則 2013年6月

プロジェクトにおける環境・社会リスクを  
特定、評価、管理するための金融業界基準

[www.equator-principles.com](http://www.equator-principles.com)

### エクエーター原則/赤道原則の日本語訳についてのおことわり

本文書は、原文である“THE EQUATOR PRINCIPLES JUNE 2013”の日本語訳であり、正文はあくまでも原文（英文）です。

日本語訳の作成にあたっては、十分な注意を払っておりますが、その内容の完全性、正確性、安全性、有用性、特定目的への整合性については、いかなる保証も行わないものではありません。利用者がかかる日本語訳を利用することにより被るいかなる損害についてもエクエーター原則/赤道原則協会は、一切の責任を負いません。予めご了承ください。

公開：2014年1月

改訂：2015年9月

(和訳注)

- ・ エクエーター原則/赤道原則 (Equator Principles : EP)
- ・ エクエーター原則/赤道原則採択金融機関 (Equator Principles Financial Institution : EPFI)

## 目次

<b>I. 前文</b> .....	2
<b>II. 適用範囲</b> .....	3
<b>III. アプローチ</b> .....	4
<b>IV. 原則</b> .....	5
原則 1 : レビュー、およびカテゴリー付与 .....	5
原則 2 : 環境・社会アセスメント .....	5
原則 3 : 適用される環境・社会基準 .....	6
原則 4 : 環境・社会マネジメントシステムと、エクエーター原則/赤道原則アクションプラン .....	7
原則 5 : ステークホルダー・エンゲージメント .....	7
原則 6 : 苦情処理メカニズム .....	8
原則 7 : 独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー .....	9
原則 8 : 誓約条項 (コベナンツ) .....	9
原則 9 : 独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証 .....	10
原則 10 : 情報開示と透明性 .....	11
<b>V. 免責条項</b> .....	11
<b>付属書 (Annexes) エクエーター原則/赤道原則適用に関する要求事項</b> .....	12
(注) この付属書に詳述される適用に関する要求事項は、エクエーター原則/赤道原則にとって不可欠なものであり、エクエーター原則/赤道原則採択金融機関が遵守すべき必須の項目である。	
付属書 A - 気候変動：代替案分析、温室効果ガス排出量の算定と情報開示 .....	12
付属書 B - エクエーター原則/赤道原則採択金融機関による情報開示要件 .....	14
<b>別紙 (Exhibit) 補足情報</b> .....	16
別紙 I 用語集 .....	16
別紙 II 環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト .....	22
別紙 III 環境・社会の持続性可能性に関する IFC パフォーマンススタンダードと、世界銀行グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン .....	23

## I. 前文

大規模なインフラおよび産業に係わるプロジェクトは、人および環境に負の影響を及ぼす可能性がある。我々（金融機関）は資金の貸し手として、また資金調達に関するアドバイザーとして、継続的に顧客と協力して環境・社会に対するリスクと影響を体系的に特定し、評価し、管理する。そのような協働は、持続可能な環境および社会の発展を促進し、より進化した金融、環境および社会的成果をもたらすであろう。

我々 EPFI は、我々が融資とアドバイスを行うプロジェクトが社会的責任を果たし、健全な環境管理方法に従って進行することを確実にするために EP を採択した。我々は、気候変動問題、生物多様性および人権の重要性を認識しており、プロジェクトがもたらす生態系・地域社会・気候への負の影響は、可能な限り回避されるべきであると信じる。これらへの負の影響が回避できないのであれば、それらは最小化され、緩和され、またはオフセットされるべきである。

EP の採択とその遵守は、当該プロジェクトによって影響を受ける地域社会（Affected Communities）に対する顧客の取り組みを通じて、我々自身と顧客、地元のステークホルダーに大きな恩恵をもたらすものと考えられる。したがって我々は、EP に則ったデューデリジェンス<sup>1</sup>を実施することで、金融機関という役割を通じて責任ある環境管理と人権尊重を含めた社会的に責任ある開発を推進する機会を与えられた、と認識する。

EP の目的は、共通のベースラインおよび枠組みとして機能することである。我々は EP を、プロジェクト関連の融資に係わる各行の環境・社会配慮のための社内方針、手順、基準に組み入れることを約束する。我々は、顧客が EP を遵守しない、または遵守出来ないプロジェクトに対してはプロジェクトファイナンスもしくはプロジェクト紐付きコーポレートローン（Project-Related Corporate Loan : PRCL）を提供しない。プロジェクトの初期段階で提供されるブリッジローン（Bridge Loan）とプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス（Project Finance Advisory Services : FA 業務）の場合、我々は顧客が EP を遵守する意向を明確に伝えることを求める。

EPFI は EP の実施経験、継続的な学習や新しいグッド・プラクティスなどを EP に反映するために、その内容を適宜再検討する。

---

<sup>1</sup> 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（英文名：“Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework”）参照

## II. 適用範囲

EP は、全ての国・地域、かつ全ての産業セクターが適用対象である。

EP は、新規プロジェクトに関して以下の 4 つの金融商品・業務に対して適用される。

1. プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス (FA 業務)。プロジェクト総額が 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
2. プロジェクトファイナンス。プロジェクト総額 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
3. プロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL)<sup>2</sup> (バイヤーズクレジット (Buyer Credit) 型の輸出金融<Export Finance>を含む)。以下 4 つの条件を全て満たす場合。
  - i. 借入額の過半が、顧客が当該プロジェクトの実質的な支配権 (Effective Operational Control) を (直接的または間接的に) 有する単一のプロジェクト関連向けである。
  - ii. 総借入額が 1 億米ドル以上。
  - iii. その EPFI のコミット額 (シンジケーション組成もしくはセルダウン前) が 5,000 万米ドル以上。
  - iv. 貸出期間が 2 年以上。
4. ブリッジローン。貸出期間 2 年未満で、上述条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくは PRCL によってリファイナンスされることを意図したもの。

EP は遡及適用されない。しかし、既存設備の拡張・改修によって、規模あるいは目的の変更が重大な環境・社会に対するリスクと影響を生み出す可能性がある場合、または既存の影響の内容または程度を大きく変える可能性がある場合、EPFI はこれを EP の適用対象とする。

---

<sup>2</sup> プロジェクト紐付きコーポレートローンは、サプライヤーズクレジット (Supplier Credit) 型の輸出金融は除外する (顧客が実質的な支配権を持たないため)。さらに、アセットファイナンス (Asset Finance)、買収ファイナンス、ヘッジ取引、リース、信用状取引、一般資金、会社の操業維持を目的とした一般運転資金も除外する。

### Ⅲ. アプローチ

#### プロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL)

EPFI は、原則 1～原則 10 の要件を満たす案件にのみ、プロジェクトファイナンスおよび PRCL を提供する。

#### プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス (FA 業務) とブリッジローン

EPFI が FA 業務を提供する場合、もしくはブリッジローンを提供する場合、EPFI は当該プロジェクトに関して顧客に EP の内容、EP の適用、メリットなどについて理解させる。EPFI は、顧客が後に長期資金を調達する場合、EP の要求事項を満たす意思があることを表明するよう求める。EPFI は顧客が EP を適用する段階まで、顧客を導き、サポートする。

(原則 1 で定義される) カテゴリー A もしくは カテゴリー B を付与されたプロジェクト向けのブリッジローンについては、該当する場合は以下の要件が適用される。プロジェクトがまだ調査段階で、貸出期間中に環境・社会への影響が生じないと見込まれる場合、EPFI は顧客が環境・社会アセスメント (Environmental and Social Assessment) を実施することを確認する。アセスメント文書 (Assessment Documentation) が作成済みで、プロジェクトが貸出期間中に実際に始まると見込まれる場合、EPFI は必要に応じて、顧客と協働して独立した環境・社会コンサルタント (Independent Environmental and Social Consultant) を指名し、(原則 7 に定める) 独立したレビュー (Independent Review) を開始するための業務範囲の設定を検討する。

#### 情報共有

マンデートを取得した EPFI (Mandated Equator Principles Financial Institution) は、業務秘密保持制約や然るべき法律・規制を考慮しつつ、EP を整合性がとれた形で適用することのみを目的として、他のマンデートを取得した金融機関 (Mandated Financial Institution) と関連する環境・社会に関する情報を必要に応じて共有する。また、この情報共有は、競合上取り扱いに注意を要する情報は共有対象としない。「適用範囲」で定義された金融商品・業務の提供可否および条件等の一切の判断は各 EPFI それぞれのリスク管理方針に応じてなされる。案件を検討している EPFI は時間的な制約のため、他の全ての金融機関が正式にマンデートを取得する前に、上記のような情報共有についての許可を顧客に求めることもありうる。EPFI は、顧客がその許可をするものと想定している。

## IV. 原則

### 原則1：レビュー、およびカテゴリー付与

プロジェクトに対する融資を打診された場合、EPFIはそのプロジェクトにカテゴリーを付与する。カテゴリーは、潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じて、社内の環境・社会レビューおよびデューデリジェンスの一環として付与される。このスクリーニングは、国際金融公社（IFC）の環境・社会カテゴリー付与のプロセスに基づく。

カテゴリー付与により、EPFIの環境・社会デューデリジェンスは、プロジェクトの性質、規模、段階、および環境・社会に対するリスクと影響の大きさに見合ったものとなる。

カテゴリーは以下のとおり：

**カテゴリーA** — 環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。

**カテゴリーB** — 環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。

**カテゴリーC** — 環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないプロジェクト。

### 原則2：環境・社会アセスメント

カテゴリーAもしくはカテゴリーBを付与された全てのプロジェクトについて、EPFIは顧客に対し、アセスメント（Assessment）を実施することを求める。アセスメントは計画されたプロジェクトに関連する環境・社会に対するリスクと影響に対処するため、EPFIの要求を満たすように実施される（別紙Ⅱのリストに記載のある事項を含むこともある）。アセスメント文書はプロジェクトの性質と規模に応じた適切な方法で負の影響を最小化し、緩和し、オフセットする手段を提案する。

アセスメント文書は、顧客・コンサルタント・外部専門家のいずれかによって作成されるかに係わらず、環境・社会に対するリスクと影響を適切に、正確に、客観的に評価・提示

する。カテゴリーAのプロジェクトと、カテゴリーBのうち必要とされるプロジェクトについてのアセスメント文書には、環境・社会影響評価書（Environmental and Social Impact Assessment: ESIA）が含まれる。追加的に専門的な調査が必要となる場合もある。さらに、特定のハイリスクとみられる状況下では、顧客は、アセスメント文書に加えて、固有の人権課題についてデューデリジェンスを行うのが適切な場合もある。またカテゴリーBのプロジェクトのうち、アセスメント文書にESIAを必要としないプロジェクトについては、限定的または調査対象を絞った環境または社会アセスメント（たとえば、検査）が、あるいは環境立地基準、汚染基準、設計基準、建築基準といった基準を直接に適用することもある。

全てのプロジェクトについて、所在地に関係なく、スコープ1（Scope 1 Emissions）とスコープ2（Scope 2 Emissions）合計の温室効果ガス排出量がCO<sub>2</sub>換算で年間10万トン超になると見込まれるプロジェクトについては代替案分析を実施する。これは、温室効果ガス排出量がより少ない他の選択肢についても評価するためである。代替案分析に関する要件については付属書Aを参照のこと。

### **原則3：適用される環境・社会基準**

アセスメントのプロセスにおいては、第一に、プロジェクト所在国の環境・社会問題関連法規制、許認可の遵守状況を示さなければならない。

EPFIは多様な市場で活動する。その中には、市民と自然環境を守るための確固たる環境・社会に関するガバナンス、法制度、組織を有するところもあれば、中にはまだ環境・社会問題を管理するための技術的・組織的な能力が発展途上段階のところもある。

EPFIは、アセスメントのプロセスにおいては、以下の適用基準の遵守について評価するよう求める。

1. 「指定国以外の国」（Non-Designated Countries）に立地するプロジェクト：アセスメントのプロセスにおいて、プロジェクトがその時点のIFCパフォーマンススタンダード（“IFC Performance Standards on Environmental and Social Sustainability”）と、世界銀行グループの環境・衛生・安全（EHS）ガイドライン（“World Bank Group Environmental, Health and Safety Guidelines”、別紙Ⅲ参照）の基準を満たしているかを評価すること。
2. 「指定国」（Designated Countries）に立地するプロジェクト：アセスメントのプロセスにおいて、プロジェクトがその国の環境・社会関連法規制、許認可などを遵守していることを評価する。プロジェクト所在国の法律は、原則2の環境・社会アセスメント、原

則4のマネジメントシステムとアクションプラン、原則5のステークホルダー・エンゲージメント、原則6の苦情処理メカニズム、の要求基準を満たしている。

アセスメントのプロセスは、EPFIが納得できるように、そのプロジェクトが適用基準を遵守しているか、あるいはその基準から乖離する場合、EPFIが許容できる範囲におさまっていることを確認する。上記の適用基準は、EPFIの最低要求水準を表す。EPFIは自社の判断において追加的な基準を適用することができる。

#### 原則4：環境・社会マネジメントシステムと、エクエーター原則/赤道原則アクションプラン

カテゴリーAもしくはカテゴリーBを付与された全てのプロジェクトについて、EPFIは顧客に対して環境・社会マネジメントシステム（Environmental and Social Management System：ESMS）を構築し、維持運用することを求める。

さらに顧客は、アセスメントのプロセスによって提起された課題に対し、適用基準の遵守に必要な対策を導入するための環境・社会マネジメントプラン（Environmental and Social Management Plan：ESMP）を準備する。適用基準が、EPFIが納得するように満たされない場合、顧客とEPFIはEPアクションプラン（Equator Principles Action Plan）について合意する。EPアクションプランは、適用基準に沿ったEPFIの要求に満たない点とそれを満たすための顧客のコミットメントをまとめたものである。

#### 原則5：ステークホルダー・エンゲージメント

カテゴリーAもしくはカテゴリーBを付与された全てのプロジェクトについて、EPFIは顧客が、影響を受ける地域社会、および必要に応じてその他のステークホルダー（Other Stakeholders）に対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメント（Stakeholder Engagement）を体系的にかつ文化的に適切な方法で継続的に実施することを求める。プロジェクトが、影響を受ける地域社会に対して大きな負の影響を与える可能性がある時、顧客は影響を受ける地域社会に対して十分な情報を提供した上での協議と参画（Informed Consultation and Participation）のプロセスを取る。顧客は、プロジェクトのリスクと影響、プロジェクトの開発段階、影響を受ける地域社会が望む言語、地域社会の意思決定プロセス、不利な条件におかれた、あるいは社会的に弱い立場のグループ、の必要に応じながら協議プロセスを調整する。この過程において外部からの操作、干渉、強制、脅迫などがあることはない。

ステークホルダー・エンゲージメントを促すため、顧客はプロジェクトのリスクと影響に



応じて適切なアセスメント文書を、影響を受ける地域社会と必要に応じて他のステークホルダーが、現地語で文化的に適切な方法で容易に入手できるようにする。

顧客は、合意されたすべての対策を含むステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの結果を考慮し、記録する。環境・社会に対するリスクと負の影響があるプロジェクトの情報はアセスメントの初期段階、遅くともプロジェクトの建設が始まる前には必ず開示され、かつその後も継続的に開示されなければならない。

EPFI は、プロジェクトの影響を受ける地域社会の中で、先住民族は脆弱な立場にある可能性があると認識する。プロジェクトの影響を受ける先住民族は、十分な情報提供を受けた上での協議と参画プロセスの対象である。それらのプロジェクトはプロジェクト所在国の先住民族の権利と保護にかかる当該国の法律、および当該国が国際法に則り履行する義務を負う法律を遵守しなければならない。原則 3 の定義に該当する場合で、IFC パフォーマンススタンダード第 7 項にある特別な状況下では、先住民に対して負の影響のあるプロジェクトは、先住民の自由意志による、事前の十分な情報に基づく合意（Free, Prior, and Informed Consent : FPIC）<sup>3</sup>が必要である。

## **原則 6 : 苦情処理メカニズム**

全ての 카테고리-A のプロジェクトと、カテゴリ-B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、EPFI は、ESMS の一環として顧客が苦情処理メカニズムを構築することを要求する。これは、プロジェクトによるこれまでの環境・社会面の配慮についての懸念と苦情を受け付け、問題解決に努めることが目的である。

苦情処理メカニズムは、プロジェクトのリスクと負の影響の度合いに応じて構築され、影響を受ける地域社会が主たる利用者となる。文化的に適切で、直ちに利用可能な手順を利用した無料でわかりやすく透明性が高く、懸念事項を最初に提起した者がコストを負担させられることや報復を受けることのない協議プロセスを通じて、懸念事項を速やかに解消するように努める仕組みである。このメカニズムがあるからといって、司法または行政による救済措置を利用することが妨げられてはならない。顧客は、影響を受ける地域社会に対し、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一環としてこのメカニズムについて周知する。

---

<sup>3</sup> FPIC について全世界的に受け入れられた定義は存在しない。FPIC は顧客と影響を受ける先住民族のコミュニティの間での善意ある交渉を通じて、情報を得た上での協議と参画を一層拡大し、判断について先住民族の意味ある参加を確実にし、合意を得ることに焦点を当てる。FPIC は影響を受ける先住民族全員の合意を必要とするものではなく、個人もしくは少数グループに拒否権を与えるものではない。顧客に対してはコントロールできない事柄について合意することは求めない。FPIC を達成するための手順は IFC パフォーマンススタンダードの第 7 項に記載されている。

## 原則 7：独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー

### プロジェクトファイナンスの場合

全ての 카테고리A のプロジェクトと、 카테고리B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、EPFI のデューデリジェンスを補完し、EP の遵守状況を評価するために、顧客と直接関係のない独立した環境・社会コンサルタントが、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを記録した文書を含むアセスメント文書の独立したレビューを行う。

また、独立した環境・社会コンサルタントは、プロジェクトが EP を遵守できるよう、適切な EP アクションプランを提案するか見解を示す。あるいは遵守できない場合はその指摘をする。

### プロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL) の場合

以下の条件を含む（ただし、以下に限定されるものではない）高リスクの影響が懸念されるプロジェクトに関して、独立した環境・社会コンサルタントによる独立したレビューが求められる。

- 先住民族に対する負の影響がある場合
- 非常に重要な生息地（Critical Habitats）への影響がある場合
- 文化遺産への重大な影響がある場合
- 大規模な住民移転を伴う場合

その他の 카테고리A、および 카테고리B のうち必要とされるプロジェクトに対する PRCL については、EPFI は独立した環境・社会コンサルタントによるレビューが適切か、あるいは EPFI の行内的なレビューで十分かどうかを決定できる。またこの決定に際し、国際開発金融機関、あるいは OECD の ECA（輸出信用機関）がデューデリジェンスを実施している場合、その結果を考慮に入れることも可能である。

## 原則 8：誓約条項（コベナンツ）

EP の重要な強みは、同原則の遵守に関連するコベナンツを盛り込むことである。

顧客は、全てのプロジェクトについて、環境・社会関連法規制、許認可を全ての重要項目において遵守することを融資契約書に盛り込む。

さらに、カテゴリA もしくは B を付与された全てのプロジェクトについて、顧客は以下のコベナントを融資契約書に盛り込む。

- a) プロジェクトの建設と操業期間を通じて、顧客は全ての重要事項に関し、ESMP と、(適用される場合は) EP アクションプランを遵守する。
- b) 顧客は、社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される定期報告書を、EPFI と合意した様式で提出する (報告頻度は、影響の大きさに見合ったもの、または法律の定めに従うものとするが、少なくとも年一回以上とする)。その定期報告書は、(i) ESMP と (作成される場合は) EP アクションプランの遵守状況、(ii) 環境・社会に関するその地域、州、国の環境・社会に関する法、規制、許認可の遵守状況について記載する。
- c) 顧客は、廃棄計画が作成された場合、必要に応じて合意した廃棄計画に従って、施設を廃棄する。

顧客が環境・社会に関するコベナントを遵守していない場合、EPFI は、可能な限りコベナントの遵守を回復するよう、改善策について顧客と協力する。また、顧客が、合意された猶予期間中に、コベナントの遵守を回復できない場合、EPFI は、適切と判断する改善策を実行する権利を保持する。

## **原則 9：独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証**

### **プロジェクトファイナンスの場合**

全てのカテゴリA のプロジェクトと、カテゴリB プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、フィナンシャル・クローズ (Financial Close) から貸出期限までに渡り、プロジェクトが EP を遵守していることを確認し、モニタリングと報告が継続的に確実に実行されるよう、EPFI は顧客に対し、顧客から EPFI に提供されるモニタリング情報を検証するために、①独立した環境・社会コンサルタントの任命、あるいは、②資格を有する経験豊富な外部専門家を雇うこと、を求める。

### **プロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL) の場合**

原則 7 で定める独立したレビューが必要なプロジェクトの場合、EPFI は顧客に対し、顧客から EPFI に提供されるモニタリング情報を検証するために、①フィナンシャル・クローズ

後も独立した環境・社会コンサルタントを任命する、あるいは、②資格を有する経験豊富な外部専門家を雇うこと、を求める。

## **原則 10：情報開示と透明性**

### **顧客に対して求める情報開示要件**

原則 5 に定める情報開示要件に加えて、以下を顧客に対して情報開示するよう求める。

全ての 카테고리A のプロジェクトと、 카테고리B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて；

- ・ 顧客は、ESIA の少なくとも要約を、オンライン上で開示することを確約する<sup>4</sup>。
- ・ 顧客は、プロジェクト操業期間中の温室効果ガス（GHG）排出量が CO<sub>2</sub> 換算で年間 10 万トン超の場合（スコープ 1 とスコープ 2 の合計）、その GHG 排出量を公表する。GHG 排出量の公表についての詳細は付属書 A を参照。

### **EPFI に求める情報開示要件**

EPFI は、守秘義務を適切に考慮した上で、少なくとも年に 1 回、フィナンシャル・クローズした案件および EP の実施プロセスや実績について公表する。EPFI は、付属書 B に記載されている情報開示要件に従って公表する。

## **V. 免責条項**

EP は、個別金融機関の国内の環境・社会に関する方針・手順および実務を策定するためのベースラインおよび枠組みである。EP は、いかなる個人、公的機関または私企業に、いかなる権利や債務も生じさせるものではない。金融機関は、自主的に、かつ独立して EP を採択し実施するもので、IFC や世界銀行グループ、EP 協会 (Equator Principles Association)、あるいは他の EPFI に依存することも訴求することもない。適用する法律・規制と、EP で定める要求事項とが明らかに相容れない場合、現地国法・規制が優先する。

---

<sup>4</sup> 顧客がインターネットへのアクセスを持たない場合は除く

## 付属書 エクエーター原則/赤道原則適用に関する要求事項

### 付属書 A – 気候変動：代替案分析、温室効果ガス排出量の算定と情報開示

#### 代替案分析

代替案分析は、プロジェクトの設計・建設・操業の各期間を通してプロジェクト関連の温室効果ガス排出量を削減する、技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高い選択肢について評価する。

スコープ 1 基準の排出については、代替案分析は、該当する場合は、代替可能な燃料やエネルギー源についての検討を含む。代替案分析が当局の許認可プロセスで求められる場合は、そのプロセスの要求に沿った手順と時間軸に従う。高炭素セクターのプロジェクトの場合、代替案分析は、採用した技術について、相対的なエネルギー効率性を含めてその国・地域の同業種で使用されている他の実行可能な技術との比較分析も含む。

高炭素セクターは、世界銀行グループの EHS ガイドラインに概説されている、以下のセクターを含む – 火力発電、セメント・石灰製造業、一貫製鉄所、ベースメタルの製錬業・精錬業、鋳造業。

代替案分析後、顧客は適切な文書を作成し、各選択肢が技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高いものであることを示すエビデンスを提供する。これは適用される基準（例えば IFC パフォーマンススタンダード第 3 項）の要求水準を修正する、あるいは緩和するものではない。

#### 排出量算定と情報開示

温室効果ガス排出量の算定は、例えば温室効果ガスプロトコル（GHG Protocol）のような国際的に認知された方法やグッド・プラクティスに従い顧客が行う。顧客はスコープ 1 とスコープ 2 の排出量を算定する。

EPFI は、顧客に対して、操業期間中に温室効果ガス排出量が CO<sub>2</sub> 換算で年間 10 万トンを超えるプロジェクトについて、温室効果ガス排出量(スコープ 1 とスコープ 2 の合計)を公開することを求める。また、年間排出量が (CO<sub>2</sub> 換算で) 2 万 5,000 トンを超えるプロジェクトについても、排出量を公表するよう促す。情報開示に関する要求事項は、当局によって報告が定められているもの、環境影響評価、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (Carbon Disclosure Project) のようにプロジェクト単位での排出量報告を含む自主的な報告メカニズムによるものでも充足可能である。

案件によっては、詳細な代替案分析全体、あるいはプロジェクト単位での排出量の公表が

適切ではないこともありうる。

## 付属書 B – エクエーター原則/赤道原則採択金融機関による情報開示要件

EPFI は年 1 回、下記に詳述する全ての要件に従い情報を開示する。

### EP 適用件数と実施状況に関する開示

EP 適用件数と実施状況に関する開示は、EPFI の責任で行う。情報は同一箇所でアクセス可能なフォーマットで、EPFI のウェブサイト上で開示される。

EPFI はすべての EP 適用件数と実施状況に関する報告について、その対象期間を(開始日、終了日) 明記する。

### *FA 業務に関する EP 適用件数*

EPFI は、報告対象期間に FA 業務のマンデートを取得した案件数を開示し、セクター・地域別内訳を表示する。

FA 業務の EP 適用件数は、プロジェクトファイナンスと PRCL とは別に表示する。FA 業務の場合、プロジェクトの多くは初期段階にあって全ての情報が得られないことがあるため、FA 業務の EP 適用件数開示にはカテゴリー別の内訳と、独立したレビューの実施状況についての情報を除外することができる。

### *プロジェクトファイナンスと PRCL に関する EP 適用件数*

EPFI は、報告対象期間中にフィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンスと PRCL のそれぞれの合計案件数を開示する。

プロジェクトファイナンスと PRCL 毎にカテゴリー別の内訳 (A、B、C) を示した上で、さらに以下の件数を表示する。

- ・ セクター (鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他)
- ・ 地域 (米州、欧州中東アフリカ、アジア太平洋)
- ・ 指定国か否か (指定国もしくは指定国以外の国)
- ・ 独立したレビューが実施されているか否か

プロジェクトファイナンスと PRCL のデータは別々に表示する。

### *ブリッジローンに関する EP 適用件数*

ブリッジローンに関する EP 適用件数開示は、その性質上、開示する必要がない。

### ***EP の実施状況に関する報告***

EPFI は、以下の内容を含む、EP の実施状況について報告する。

- ・ EP 担当部署 (Equator Principles Reviewers) の権限 (例えば職責と人員)
- ・ 案件レビュープロセスにおける EP 担当部署と営業担当部署、シニアマネジメントの役割
- ・ 信用・リスク管理方針および手続における EP の導入状況

EP 採択の初年度に EPFI は、行内準備と職員の研修について詳細を報告する。次年度以降も EPFI は必要に応じて職員の継続的な研修について情報を提供する。

### **プロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータ開示**

EPFI は EP 協会のウェブサイト上で開示するために、EP 協会事務局に個別プロジェクトのデータを直接提出する

個別プロジェクトのデータ開示は以下の条件に従う。

- ・ フィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンスのみが対象
- ・ 顧客同意を取得すること
- ・ 現地法・規制に則っていること
- ・ データ開示により、特定の法域において EPFI に追加的責務が発生することが一切ないこと

EPFI は、遅くともフィナンシャル・クローズ前の適切と判断する時点において顧客同意を取得する。

EPFI は以下の個別プロジェクトに関するデータを直接、もしくはリンクを張ることで報告する。

- ・ プロジェクト名 (融資契約書上の名称、または 一般に認知された名称)
- ・ フィナンシャル・クローズした年 (暦年)
- ・ セクター (鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他)
- ・ 所在国名

EPFI によっては、自社の情報開示の一環として個別プロジェクトのデータ開示を企図するところもあるだろうが、これらの情報開示は EPFI の義務ではない。



## 別紙 補足情報

### 別紙 I 用語集

ここで定義されていない用語については、EP は IFC パフォーマンススタンダードで述べられている定義を使用する。

#### **Affected Communities (影響を受ける地域社会)**

プロジェクトによって直接的に影響をうける地域内にあるコミュニティー。

#### **Assessment (アセスメント)**

Environmental and Social Assessment(環境・社会アセスメント)を参照。

#### **Assessment Documentation (アセスメント文書)**

Environmental and Social Assessment Documentation (環境・社会アセスメント文書)を参照。

#### **Asset Finance (アセットファイナンス)**

航空機、貨物船、設備などの資産購入を目的とする融資であって、当該資産に担保設定するもの。

#### **Bridge Loan (ブリッジローン)**

事業に対して、より長期間の資金を調達するまでの、繋ぎ資金 (ローン)。

#### **Buyer Credit (バイヤーズクレジット)**

中長期輸出金融で、輸出者サイドの銀行もしくは金融機関が輸入者もしくは輸入サイドの銀行に融資するもの。

#### **Critical Habitats (非常に重要な生息地)**

生物多様性で高い価値を有する地域であり以下を含む。(i) 絶滅危惧 IA 種または絶滅危惧 IB 種にとって非常に重要な生息地、(ii) 固有種または生息地域限定種にとって非常に重要な生息地、(iii) 回遊性種または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地、(iv) 極めて危機的または独特な生態系、あるいは(v)重要な進化のプロセスに関係する地域。

#### **Designated Countries (指定国)**

市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国。指定国のリストは、EP 協会のウェブサイトを参照。

### **Effective Operational Control (プロジェクトの実質的な支配権)**

顧客のプロジェクトに対する直接的な支配（オペレーターまたは主要な株主として）と、間接的な支配（例えば顧客の子会社がプロジェクトのオペレーターである場合など）の両方を含む。

### **Environmental and Social Assessment (Assessment) (環境・社会アセスメント：アセスメント)**

立案されたプロジェクトが影響を及ぼす地域内の環境・社会リスクと影響（労働、衛生、安全に関する問題を含む）を特定するプロセス。

### **Environmental and Social Assessment Documentation (Assessment Documentation) (環境・社会アセスメント文書：アセスメント文書)**

アセスメントの一環としてプロジェクトのために準備される一連の文書。文書のカバーする範囲、詳細度合いはプロジェクトの潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じたものとする。アセスメント文書の例は、環境・社会影響評価書 (Environmental and Social Impact Assessment、ESIA)、環境・社会マネジメントプラン (Environmental and Social Management Plan、ESMP)、あるいはより範囲を狭めた文書（検査、リスク評価、危険評価、プロジェクト特有の環境認可など）。非技術的環境要約 (Non-technical environmental summary) も、より広い範囲のステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一部として一般に公開される場合には、アセスメント文書を補強するものとして採用可能。

### **Environmental and Social Impact Assessment (環境・社会影響評価書：ESIA)**

プロジェクトの潜在的な環境・社会リスクと影響に関する包括的な文書。通常 ESIA は、環境もしくは社会に対する著しい影響を生み出す可能性が高い特定の物理的要素、側面、および設備を有する新規開発案件、もしくは大規模拡張案件のときに作成される。ESIA に通常含まれる環境・社会問題の概要は別紙Ⅱを参照。

### **Environmental and Social Management Plan (環境・社会マネジメントプラン：ESMP)**

アセスメントによって明らかにされたリスクと影響を、回避・最小化・代償とオフセットを通じて軽減するための顧客の義務を要約したもの。その種類は、通常の軽減措置の概要説明から、より包括的なマネジメントプランに関する一連の報告まで様々である（例、水管理計画、廃棄物管理計画、住民移転計画、先住民族に対する計画、緊急時への備えと対応策、設備廃棄計画など）。ESMP の詳細さ、複雑さの程度や、対応策の優先順位はプロジェクトの潜在的リスクと影響の大きさに応じて決まる。ESMP の定義と特徴は、IFC パフォーマンススタンダード第 1 項にあるマネジメントプログラム (Management Programs)

と概ね同じである。

### **Environmental and Social Management System (環境・社会マネジメントシステム : ESMS)**

企業レベルもしくは、プロジェクトレベルでも適用できる、環境・社会、衛生、安全についての全般的な管理制度のこと。本システムは、プロジェクトについて継続的にリスクと影響を特定し、評価し、管理するように設計される。本システムは、マニュアルおよび関連文書から構成され、方針、マネジメントプログラムと計画、手続、要求事項、評価指標、責任、訓練、環境・社会的事項に関する定期的な監査・検査、などを含み、環境・社会事項にはステークホルダー・エンゲージメントと苦情処理メカニズムを含む。本システムは、ESMP または EP アクションプランが実施されるための最も重要な枠組みである。本用語は、状況に応じて、プロジェクトの建設期間中のシステム、またはプロジェクトの操業期間中のもの、あるいはその両者を指す。

### **Equator Principles Action Plan (EP アクションプラン)**

EPFI のデューデリジェンスの結果として策定されるもので、EP が定める適用基準を満たすようにするため、アセスメント文書、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントにかかるプロセス文書などとの乖離に対して必要な対策(アクション)を明らかにし、その優先順位をつけるものである。EP アクションプランは、一般的に表形式であらわされ、軽減措置(mitigation measures)からアセスメントを補完するための追加調査や明確な計画をリストアップする。

### **Equator Principles Association(EP 協会 : EPA)**

EP の管理、運営、発展を目的とした、EPFI をメンバーとする非法人組織。EP 協会事務局 (The Equator Principles Association Secretariat) は、EPA の日常業務を担当し、その中には EPFI による個別プロジェクトのデータの照合も含まれる。詳細は EPA のウェブサイトを参照。

### **Equator Principles Reviewers (エクエーター原則/赤道原則に基づくレビュー担当者)**

EP が適用される案件の環境・社会レビューの責任を持つ EPFI の従業員。その担当者は、行内的に EP 適用について任命された独自の EP チーム、もしくは営業、審査、サステイナビリティ関連 (あるいはその類似の) 部署および本部担当者である場合がある。

### **Export Finance (輸出金融)**

(輸出信用とも言う) 輸出される財・サービスの海外バイヤーにとって、代金の支払い時期を先に延ばす効果のある保険、保証、金融取引のこと。輸出金融は通常、短期、中期 (返済期間 2 から 5 年)、長期 (通常 5 年超) に分かれる。

**Financial Close (フィナンシャル・クローズ)**

借入の最初の資金引き出しまでに必要な条件が充足された日、もしくは条件の履行が免除された日。

**Informed Consultation and Participation (十分な情報を提供した上での協議と参画)**

詳細な意見と情報を交換し、体系化されまた対話型で行われる協議。顧客は、影響を受ける地域社会 (Affected Communities) が直接受ける影響 (提案された軽減措置、開発による利益と機会の分配、アクションプラン実施上の問題など) に関する地域社会の意見を、顧客の意思決定プロセスに組み込む。

**Independent Environmental and Social Consultant (独立した環境・社会コンサルタント)**

EPFI が受け入れ可能で、適格な (顧客に直接関係のない) 独立したコンサルタント会社もしくは個人コンサルタント。

**Independent Review (独立したレビュー)**

ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスなども含めた、アセスメント文書に対するレビュー作業で、独立した環境・社会コンサルタントによって行われる。

**Known Use of Proceeds (資金使途)**

顧客によって提供される、借り入れられた資金が何に使用されるかという情報。

**Mandated Equator Principles Financial Institution or Mandated Financial Institution**

(マンドートを取得した EP 採択金融機関、もしくはマンドートを取得した金融機関)

顧客からプロジェクトまたは取引実行のための銀行業務の委任を受けた金融機関。

**Non-Designated Countries (指定国以外の国)**

EP 協会ウェブサイトのリスト上にない国。

**Operational Control (プロジェクトに対する支配)**

Effective Operational Control を参照。

**Other Stakeholders (その他のステークホルダー)**

プロジェクトの直接的な影響は受けないが、利害関係がある者。国・地方当局、隣接するプロジェクト、または非政府組織 (NGO) なども含まれる場合がある。

**Project (プロジェクト)**

プロジェクトとは、セクターを問わずその所在位置が特定できる開発行為のこと。生産物もしくは機能の重大な変更をもたらす、既存事業の拡張もしくは改修を含む。EP 適用対象となるプロジェクトの例は以下の通り（ただし以下の例に限定されるものではない）。発電所、鉱山、石油・ガスプロジェクト、化学工場、インフラ開発、生産工場、大規模不動産開発、配慮を要する地域（Sensitive Area）での不動産開発、その他環境または社会への重大なリスクや影響をもたらすもの。輸出信用機関が参加する案件の場合、輸出先の新規の商業、インフラ開発、工業関係の案件もプロジェクトと見なされる。

### **Project Finance（プロジェクトファイナンス）**

プロジェクトファイナンスは、貸出人が、単独プロジェクトからの収入を債務返済の原資かつ与信の担保として見なして貸出す方法。この方式の資金調達には概ね大型で、複雑かつ巨額な費用を要する設備向けで、発電所、化学処理工場、鉱山、交通インフラ、環境、通信インフラなどが例として含まれる。プロジェクトファイナンスは新規設備建設、または既存設備のリファイナンスの形をとり、設備の改修を伴う場合も、伴わない場合もある。このような案件では、通常、貸出人に対する返済原資の全てもしくは殆どが、その設備の生産物の売買契約から生み出される収益から生じ、例えば発電所が売る電力がこれに該当する。顧客は、通常特別目的会社で、その設備の開発・所有・操業以外の事業を行うことは禁止されている。つまり、返済原資はプロジェクトのキャッシュフローとプロジェクト資産の担保価値に依拠する。2005年11月、バーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(Basel II)を参照のこと。鉱業などの採取産業における、ノンリコース型で、資金が単独の資源（例えば油田や鉱山）の開発に使用されるようなりザーブ・ベース・ファイナンスは、EPの範囲内のプロジェクトファイナンスと見なす。

### **Project Finance Advisory Services（プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス：FA業務）**

開発案件の資金調達について助言を行う業務で、資金調達の選択肢にプロジェクトファイナンスが含まれるものを言う。

### **Project-Related Corporate Loans（プロジェクト紐付きコーポレートローン：PRCL）**

事業会社（民間、公的、国有もしくは政府支配下にあるもの）向けのコーポレートローンで、新規開発、物理的な拡張のいずれかに該当する単独のプロジェクト紐付きで、資金使途（Known Use of Proceeds）が以下の(a)もしくは(b)を満たす単独プロジェクト向けの案件。

- (a) 貸出人は、(プロジェクトファイナンスと同様に) プロジェクトからの収益を主要返済原資と見なすが、貸出はその顧客の信用力もしくは親会社の保証に依拠する、

- (b) 融資関係書類において総借入額の過半が、ある単独のプロジェクト向けであることが明示されていること。ここでいう融資関係書類は、タームシート、インフォメーション・メモランダム、融資契約書、その他資金借入れのために顧客によって提供される関係書類を含む。

PRCL は政府が保有する企業向け、または政府に代わって商業目的を遂行するために政府によって創業された事業会社向けを含む。しかし、国、地方政府、政府省庁向けは対象外とする。

#### **Scope 1 Emissions (スコープ 1 基準の排出)**

プロジェクトの敷地境界内の所有または支配する施設から直接排出される温室効果ガスのこと。

#### **Scope 2 Emissions (スコープ 2 基準の排出)**

プロジェクトの敷地境界外の施設でプロジェクトのために使用されるエネルギー生産により間接的に排出される温室効果ガスのこと。

#### **Sensitive Area (配慮を要する地域)**

国際的、国家的、地域的に重要な地域。湿地、高い生物多様性の価値を持つ森林、考古学的あるいは文化的価値のある地域、先住民族や他の社会的弱者にとって価値のある地域、国立公園と国あるいは国際法で保護されているその他の地域など。

#### **Stakeholder Engagement (ステークホルダー・エンゲージメント)**

外部とのコミュニケーション、環境・社会に関する情報開示、参画、十分な情報を与えられた協議、苦情処理メカニズム、について規定した IFC パフォーマンススタンダードを参照する。EP での Stakeholder Engagement は原則 5 で定義された全体的要件をも参照のこと。

#### **Supplier Credit (サプライヤーズクレジット)**

輸出業者が海外の輸入業者に供与する中長期の輸出与信。

## 別紙Ⅱ 環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト

下記リストは、アセスメント文書に取り入れられる可能性がある項目についての概略。このリストはあくまでも参考としての例示である。個々のプロジェクトの環境・社会アセスメントのプロセスで、リスト上の全ての項目が当てはまる場合もあれば当てはまらない場合もあり、また全てのプロジェクトに関連するものでもない。

アセスメント文書は、必要な場合には、以下を含む：

- a) 環境・社会状況のベースラインの評価
- b) 実施可能な、環境・社会的に望ましい代替案の検討
- c) 現地国の法規制、ならびに、適用すべき国際条約および国際協定の要求事項
- d) 生物多様性の保護と保全（絶滅危惧種および改変された生息地・自然生息地・非常に重要な生息地における影響を受けやすい生態系を含む）、ならびに法定保護地域の確認
- e) 再生可能な自然資源の持続可能な管理および使用（適切な独立した認証システムを通じた持続可能な自然資源の管理を含む）
- f) 危険物質の使用および管理
- g) 主要な災害の評価および管理
- h) エネルギーの効率的な生産、配送、および使用
- i) 汚染の予防および廃棄物の最小化、汚染防止（液体の排出および大気への排出）、ならびに、固形および化学廃棄物の管理
- j) 合理的に予測可能な気候変動パターンや気候条件を考慮した、プロジェクトの事業継続性、ならびにその適応性
- k) 既存のプロジェクト、計画されているプロジェクト、および将来的に予測されるプロジェクトの累積影響
- l) 人権への負の影響を防止、緩和および管理するためのデューデリジェンスに沿った人権尊重
- m) 労働問題（4つのコアとなる労働基準を含む）、ならびに労働安全衛生
- n) プロジェクトの設計、レビュー、実施段階における、影響を受ける当事者に対するコンサルテーションと、当事者による協議参画
- o) 社会経済的影響
- p) 影響を受ける地域社会、ならびに、不利な条件におかれたグループまたは脆弱なグループに与える影響
- q) ジェンダーに対する影響、およびジェンダー不均衡による影響
- r) 土地取得および非自発的移転
- s) 先住民族、ならびに、彼ら固有の文化的制度および文化的価値に与える影響
- t) 文化財および文化遺産の保護
- u) 地域社会の衛生・安全・保安（プロジェクトにおける保安要員の使用に関するリスク、影響、および管理を含む）
- v) 防火および人命の安全

## 別紙Ⅲ 環境・社会の持続性可能性に関する IFC パフォーマンススタンダードと、世界銀行グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン

EP は、原則3によって、IFC の“Sustainability Framework” に関する二つの基準を、「その時適用される環境・社会基準」としている。

### 1. IFC パフォーマンススタンダード

2012 年 1 月 1 日付で、以下の IFC パフォーマンススタンダード (PS) が適用開始となった。

- PS1：環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理
- PS2：労働者と労働条件
- PS3：資源効率と汚染防止
- PS4：地域社会の衛生・安全・保安
- PS5：土地取得と非自発的移転
- PS6：生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理
- PS7：先住民族
- PS8：文化遺産

ガイダンスノートがそれぞれのパフォーマンススタンダードに付随する。EPFI は、公式にはガイダンスノートを「その時適用される環境・社会基準」として採用していないが、EPFI および顧客は、パフォーマンススタンダードのさらなる手引き、あるいはその解釈が必要な際には、参考にすることもできる。

IFC パフォーマンススタンダード、ガイダンスノート、および産業セクター別 EHS ガイドラインは、IFC のウェブサイトで購入できる。

### 2. 世界銀行グループ 環境・衛生・安全 (EHS) ガイドライン

世界銀行グループ環境・衛生・安全ガイドライン (EHS ガイドライン) は、IFC パフォーマンススタンダードで述べられているように、国際的な業界グッド・プラクティス (Good International Industry Practice, GIIP) を含む、技術的参照文書である。指定国以外の国に立地するプロジェクトについて一般的に受け入れ可能と考えられる実績水準・方法と、新規設備案件についても既存技術による適切なコストで達成可能な水準・方法を含む。以下の 2 種類のガイドラインが用いられる。



### ***The General EHS Guidelines (一般 EHS<環境・衛生・安全>ガイドライン)***

このガイドラインは、全ての産業セクターに適用できるように環境・衛生・安全について分野横断的な情報を含んでいる。本ガイドラインは以下の項目に分けられている：環境・労働安全衛生、地域社会の衛生と安全、建設、廃棄。本ガイドラインは関係する産業セクター別 EHS ガイドラインと併用して利用することを前提としている。

### ***The Industry Sector Guidelines (産業セクター別 EHS ガイドライン)***

これらのガイドラインは、個別産業特有の影響や評価指標を含み、その産業に関する概要も含む。これらは以下のようにグループ分けされる。

<b>産業セクター別 EHS ガイドライン</b>	
<b>Agribusiness/Food Production</b>	<b>農業関連／食糧生産</b>
Annual Crop Production	一年生作物生産
Aquaculture	水産養殖
Breweries	醸造業
Dairy Processing	乳製品加工
Fish Processing	水産加工
Food and Beverage Processing	食品飲料
Mammalian Livestock Production	畜産業
Meat Processing	食肉加工
Plantation Crop Production	プランテーション作物生産
Poultry Processing	鳥肉加工
Poultry Production	家禽生産
Sugar Manufacturing	製糖業
Vegetable Oil Processing	植物油加工
<b>Chemicals</b>	<b>化学</b>
Coal Processing	石炭加工
Large Volume Inorganic Compounds Manufacturing and Coal Tar Distillation	大規模無機化合物製造およびコールタール蒸留
Large Volume Petroleum-based Organic Chemicals Manufacturing	大規模石油系有機化学品製造
Natural Gas Processing	天然ガス加工
Nitrogenous Fertilizer Manufacturing	窒素肥料製造
Oleochemicals Manufacturing	油脂化学品製造
Pesticides Formulation, Manufacturing and Packaging	農薬製剤、製造、および梱包
Petroleum-based Polymers Manufacturing	石油系ポリマー製造
Petroleum Refining	石油精製
Pharmaceuticals and Biotechnology Manufacturing	医薬品製造およびバイオテクノロジー

Phosphate Fertilizer Manufacturing	リン酸肥料製造
<b>Forestry</b>	<b>林業</b>
Board and Particle-based Products	ボードおよびパーティクルベース 資材の製造
Forest Harvesting Operations	林産物生産業
Pulp and Paper Mills	パルプおよび製紙工場
Sawmilling and Wood-based Products	製材および木製工業品
<b>General Manufacturing</b>	<b>一般製造業</b>
Base Metal Smelting and Refining	ベースメタル製錬および精錬
Cement and Lime Manufacturing	セメントおよび石灰製造
Ceramic Tile and Sanitary Ware Manufacturing	セラミックタイルおよび衛生用陶 器製造
Construction Materials Extraction	建設用原料採収
Foundries	鋳造業
Glass Manufacturing	ガラス製造
Integrated Steel Mills	一貫製鉄所
Metal, Plastic, Rubber Products Manufacturing	金属、プラスチック、ゴム製造
Printing	印刷
Semiconductors and Electronics Manufacturing	半導体および電子機器製造
Tanning and Leather Finishing	製革業
Textiles Manufacturing	織物工業
<b>Infrastructure</b>	<b>インフラ</b>
Airlines	航空輸送
Airports	空港
Crude Oil and Petroleum Product Terminals	原油および石油製品ターミナル
Gas Distribution Systems	ガス配給システム
Health Care Facilities	医療施設
Ports, Harbors and Terminals	港湾ターミナル
Railways	鉄道
Retail Petroleum Networks	石油小売ネットワーク
Shipping	海運業
Telecommunications	通信
Toll Roads	有料道路
Tourism and Hospitality Development	観光および宿泊施設開発
Waste Management Facilities	廃棄物管理施設
Water and Sanitation	水および衛生施設
<b>Mining</b>	<b>鉱業</b>
Mining	鉱業

<b>Oil and Gas</b>	<b>石油・ガス</b>
Offshore Oil and Gas Development	石油・ガス開発（海洋）
Onshore Oil and Gas Development	石油・ガス開発（陸上）
Liquefied Natural Gas (LNG) Facilities	液化天然ガス（LNG）施設
<b>Power</b>	<b>電力</b>
Electric Power Transmission and Distribution	送電および配電
Geothermal Power Generation	地熱発電
Thermal Power	火力発電
Wind Energy	風力発電